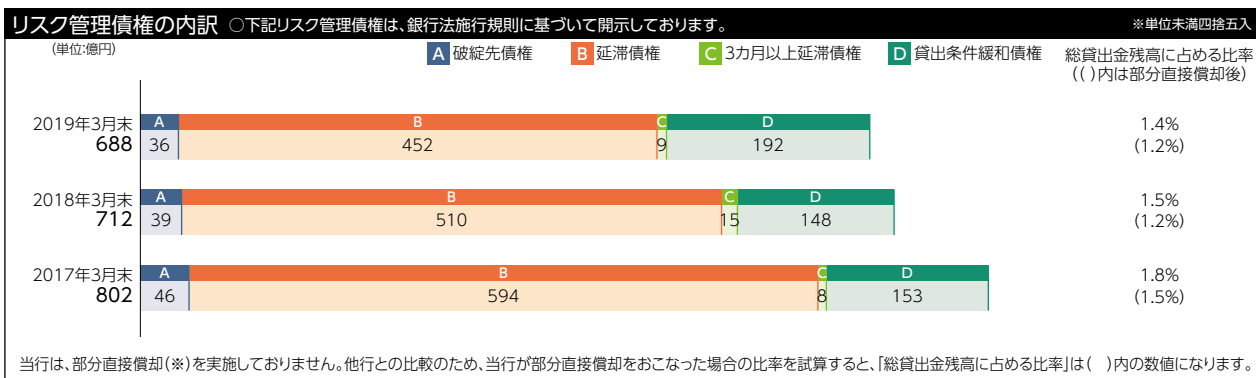


# 不良債権への対応について

## リスク管理債権の状況



リスク管理債権額につきましては、再生支援活動を通じたランクアップや直接償却ならびに債権売却によるオフバランス化を実施する等減少に努めました結果、前期比23億円減少し、3月末残高は688億円になりました。この結果、貸出金残高に占める比率は前期比0.1ポイント低下の3月末1.4%となりました。

### 破綻先債権

未収利息を収益不計上扱いとしている貸出金のうち、会社更生法、破産法、再生手続等の法的手続きがとられている債務者や手形交換所において取引停止処分を受けた債務者に対する貸出金。

### 延滞債権

未収利息を収益不計上扱いとしている貸出金のうち、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金。

### 3カ月以上延滞債権

元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権および延滞債権に該当しない貸出金。

### 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建または支援を図ることを目的として金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めをおこなった貸出金で破綻先債権、延滞債権および3カ月以上延滞債権に該当しない貸出金。

## 金融再生法に基づく開示債権の状況

(2019年3月末) (単位:億円) ※単位未満四捨五入

	貸出金等の残高 A	担保等の保全額 B	保全されていない額 C=A-B	Cに対する引当額 D	引当率(%) D/C×100	保全率(%) (B+D)/A×100	総与信残高合計に 占める比率(%)
破産更生債権およびこれらに準ずる債権	213	82	131	131	100.0	100.0	1.4(1.1)
危険債権	280	171	108	52	47.8	79.8	
要管理債権	201	72	129	4	3.0	37.6	
金融再生法開示債権合計	693	325	369	187	50.7	73.8	
正常債権	48,692						
総与信残高合計	49,385						

当行は、部分直接償却(\*)を実施しておりません。他行との比較のため、当行が部分直接償却をおこなった場合の比率を試算すると、「総与信残高合計に占める比率」は( )内の数値になります。

金融再生法開示債権額(総与信ベース)では、3月末残高は693億円となり、総与信比率は1.4%となりました。

### 破産更生債権およびこれらに準ずる債権

破産手続開始、会社更生手続開始、再生手続開始の申立てなどの事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権。

### 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権。

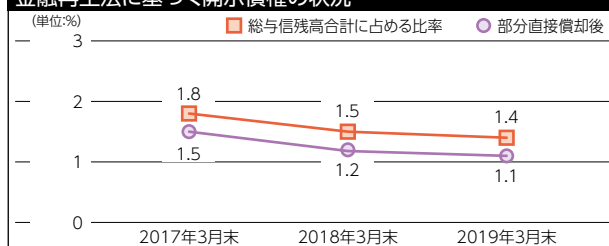
### 要管理債権

リスク管理債権の「3カ月以上延滞債権」および「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金。

### 正常債権

債務者の財政状態および経営成績に特に問題がないものとして、上記3区分以外のものに区分される債権。

## 金融再生法に基づく開示債権の状況



※部分直接償却…部分直接償却とは回収見込みが無い不良債権部分を即時オフバランス化する手法です。通常は、税法にしたがい、回収見込みが無い不良債権部分を資産計上するとともに個別貸倒引当金を積み立てておき、担保等の清算がすべて完了した年度に両勘定を相殺・償却(オフバランス化)処理いたします。

(注)記載金額は、単位未満を四捨五入で表示しております。